

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ開催要綱

1 目的

本ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（以下「検証・検討会議」という。）の下に設置される検討の場として、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、新たな取引ルールの策定、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備の必要性等について、より実務的な観点から検討を行うことを目的とする。

2 名称

本WGは、「放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直し（見直し後のガイドラインの周知徹底方策を含む。）及び新たな取引ルールの策定
- (2) 中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備の必要性
- (3) そのほか、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進するために講ずべき措置

4 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGに主任を置く。
- (3) 主任は、本WGを招集し、運営する。
- (4) 主任は、必要があると認めるときは、主任代理を指名することができる。
- (5) 主任代理は、主任を補佐し、主任不在のときは主任に代わって本WGを招集し、運営する。
- (6) 主任は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 本WGにおいて検討された事項については、主任がとりまとめ、これを検証・検討会議に報告する。
- (8) その他、本WGの運営に関し必要な事項は主任が定める。

5 議事等の公開

- (1) 本WGは、放送事業者及び番組製作会社の経営に関わる情報を取り扱うこと、構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがあること等の理由から、原則として非公開での開催とする。ただし、主任は、取り扱う議題に応じ、必要があるときは、必要と認める者の傍聴を認めることができる。
- (2) 本WGで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開す

る。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主任が必要と認める場合については、非公開とする。

(3) 本WGの終了後、速やかに議事概要を作成の上、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。

6 その他

本WGの庶務は、総務省情報流通行政局情報通信作品振興課がこれを行うものとする。

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ 構成員名簿

(敬称略、有識者を除き五十音順)

主任	舟田 正之	立教大学 法学部 名誉教授
	内山 隆	青山学院大学 総合文化政策学部 教授
	音 好宏	上智大学 文学部 教授
	池田 朋之	株式会社テレビ東京 執行役員
	遠藤 誠	一般社団法人 全国地域映像団体協議会 理事長
	小野木 昌史	日本放送協会 編成局長
	後藤 俊哉	日本テレビ放送網株式会社 コンプライアンス推進室法務部担当 部次長
	笹平 直敬	一般社団法人日本動画協会 著作権委員会副委員長
	清水 哲也	一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟 副理事長
	高畠 直城	株式会社TBSテレビ 総務局 法務マネジメントセンター ビジネス法務部長
	田嶋 炎	一般社団法人日本民間放送連盟 番組・著作権部長
	告坂 彰次朗	一般社団法人日本動画協会 著作権委員会副委員長
	西牟田 理奈	株式会社フジテレビジョン編成局編成業務推進室長兼著作権契 約部長
	野瀬 洋一	株式会社テレビ朝日 総務局 法務部長
	松村 俊二	一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟 メディアセンター 執行理事
	安田 誠	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 放送番組適正化タスク フォース委員
	山口 純也	一般社団法人 衛星放送協会 倫理委員会副委員長
	山本 学	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 業務部長代理

(計18名)